

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 楽 楽
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年4月30日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社A B & Company
証券コード	9251
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サンライズ・マネージメント・リミテッド・スリー（Sunrise Management Limited III）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島 KY1-1104グランドケイマン ジョージタウン、サウスチャーチストリート アグランドハウス 私書箱309 メイブルズ・コーポレート・サービス・リミテッド
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 毒嶋 拳矢
電話番号	03-6775-1663

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No. 3
訂正される報告書の報告義務発生日	2023年11月14日
訂正箇所	2024年4月23日に提出した「変更報告書No. 3」について、提出事由に該当しないため、取り下げます。